

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより

14

発行 箱根町企画観光部企画課

自治基本条例 素案を提出!!

平成20年3月24日、一昨年の10月に発足して以来、これまでに延べ16回、約40時間に及ぶ検討を重ねてきた自治基本条例の素案を、町長に提出しました。



〈町長の言葉から〉

自治基本条例が、本当にこれからの行政運営に生かされるように、それは我々の責任として努めなければなりません。また、町民の皆さんにご理解をいただき、この条例の役割を果たせるようにしていきたいと思えます。

策定委員から一言

村上委員	田崎委員	高畠委員	清野委員	小林委員	川口委員	飯田委員	小川副委員長	芝委員長
観光協会の役員の一員として、国際観光地箱根の自治基本条例に少なからずお手伝いできたことは感無量です。	この条例を生かすためには、コミュニティがしっかりしていなければなりません。今後とも見守っていききたいと思えます。	青少年指導員の立場からみて、この条例は、これからの若者にとって非常に良いものができるのではないかと思います。これからこの条例が生かされるよう願っています。	一般主婦として、この条例が今後生かされることを望んでいます。	この条例ができましたら、障害をもった方々にも町民の一員として、希望のある将来を生きていけるようにしていただきたいと思います。	条例をつくることは初めてで、これが出来上がるまでには苦労もありました。この条例を元に他の条例と結びつけながら、町全体がさらに機能を果たして立派な町になるよう、地域に戻ってこの条例をみんなに知らしめていきたいと思っています。	箱根町のおかれている現状、企業や個人を取り巻く町の環境など、色々なことを勉強させていただきました。提出した報告書を、町民の方たちがどう感じるかが一番大切なところです。この先も見守らせていただきたいと思います。	今後、人口が減ることにより、行政だけでは対応できないことが発生し、それを協働でやらなくてはいけないことを認識しました。また、行政の方の苦勞を目的の当たりにする良い機会となりました。	当初は全く何をやるかさえ分らない状況でしたが、検討を重ねていくうちに、理解度が増していきました。今後は、町民の方々に我々が積み重ねてきたものを広く認識していただけたらと思います。